

第 61 回

加古川市情報公開・個人情報保護審査会

(資 料)

【議題（１）関係】

- 1 新住民情報オンラインシステムについて（報告） 1

【議題（２）関係】

- 2 加古川市個人情報保護条例の一部改正について（報告）
（１）加古川市個人情報保護条例の一部改正の概要 3

【議題（３）関係】

- 3 諮問第 36 号にかかる審査について
特定個人情報保護評価にかかる評価書の第三者点検
（１）諮問書 9
（２）特定個人情報保護評価書
（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）の変更（案） （別紙）
（個人住民税に関する事務 全項目評価書）の変更（案） （別紙）
（３）特定個人情報保護評価 第三者点検 審査票 （別紙）
（４）参考資料（特定個人情報保護評価指針等） （別紙）

【議題（４）関係】

- 4 諮問第 37 号にかかる審査について
番号法に基づく市独自利用条例制定の方向性について
（１）諮問書 10
（２）参考資料 （別紙）

平成 27 年 7 月 10 日

加古川市総務部総務課

新住民情報オンラインシステムについて

担当課: 情報政策課

1. 住民情報システムの切替の目的

現在、ホストコンピュータを中心に運営している住民情報システムについて、長年に亘っての度重なる改修によりシステム自体が肥大化・複雑化していること、また、ホストコンピュータ市場の縮小により技術者が減少していることから、大規模制度改正への対応が困難となる可能性があるなど、現行のシステムを継続して運営すると、今後の本市業務に支障が生じるおそれがあるため、オープン系のパッケージシステムを基本としたシステムに切替を行います。

パッケージシステムの利点としては、大規模な制度改正に迅速に対応したり、新しいサービスの導入が容易に行いやすい点や、機能の拡張が容易に行いやすい点があげられます。

2. セキュリティ面の強化

新システムでは、シンクライアントの技術を用いて住基系ネットワークから画像情報のみを転送するので、端末内に住民データのコピーや保存ができない為、セキュリティが向上します。

また、現行システムでは、ID・パスワードもしくは認証カードがあればシステムを利用できますが、新システムではID・パスワードと認証カードの両方が無いとシステムを利用できません。また、システム利用途中での離席時、認証カードをカードリーダーから外すと、システムの画面にロックがかかり、他人が利用できなくなるなどセキュリティ性を向上させます。

3. 主な内容

平成27年11月に新システムへの一次切替を行います。一次切替では、住民基本台帳システム、印鑑登録システム、国民年金システム、学齢簿システムが稼働します。一次切替により変更となるシステムについては、オンライン画面のレイアウトは変更されますが、参照を行う業務・課の変更はありません。

また、平成28年8月に二次切替を予定しています。そこでは税務システム、国保システム、福祉システム等の稼働を予定しています。

4. 切替スケジュール

	年度	平成27年度												平成28年度											
	年	平成27年度												平成28年											
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
マイルストーン									◆ 一次稼働								◆ 二次稼働								
一次稼働		設計・開発・テスト										本番稼働													
二次稼働		設計・開発・テスト																本番稼働							

※ 各稼働時期における対象業務は以下のとおりです。

一次稼働 : 住民基本台帳、印鑑登録、国民年金、学齢簿

二次稼働 : 国民健康保険、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、収納、滞納整理、選挙管理、し尿処理手数料、就学援助、児童クラブ、医療助成、障害福祉、自立支援、児童相談、児童手当、児童扶養手当、予防接種、母子保健、健康管理、高齢者予防接種、高齢者福祉、民生委員、戦没者遺族、生活保護、幼稚園、保育園、住宅資金貸付償還金、老人居室資金貸付償還金、市営住宅、宛名管理

※ 二次稼働以降は、ホストは撤去されすべてパッケージシステムに移行されます。

※ 就学援助は平成28年4月、児童扶養手当は平成28年6月に本番稼働予定です。

加古川市個人情報保護条例の一部改正の概要

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）では、特定個人情報について、個人情報に関する一般三法（「個人情報保護法」「行政機関個人情報保護法」「独立行政法人等個人情報保護法」）よりも更に厳格な個人情報保護措置を講じており、番号法第31条において、地方公共団体は「行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする」とされている。

番号法における特定個人情報に関する規定は、地方公共団体にも適用されることとなるが、番号法第29条及び第30条において行政機関個人情報保護法等の読替えとして規定されているものについては当然に地方公共団体に適用されるものではないため、その趣旨に基づき、本市における特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、本条例を改正するもの。

2 改正の概要

市が保有する特定個人情報及び情報提供等記録に関し、「目的外利用」「開示・訂正・利用停止」「利用停止請求に係る条件」等の規定の整備を図ること。

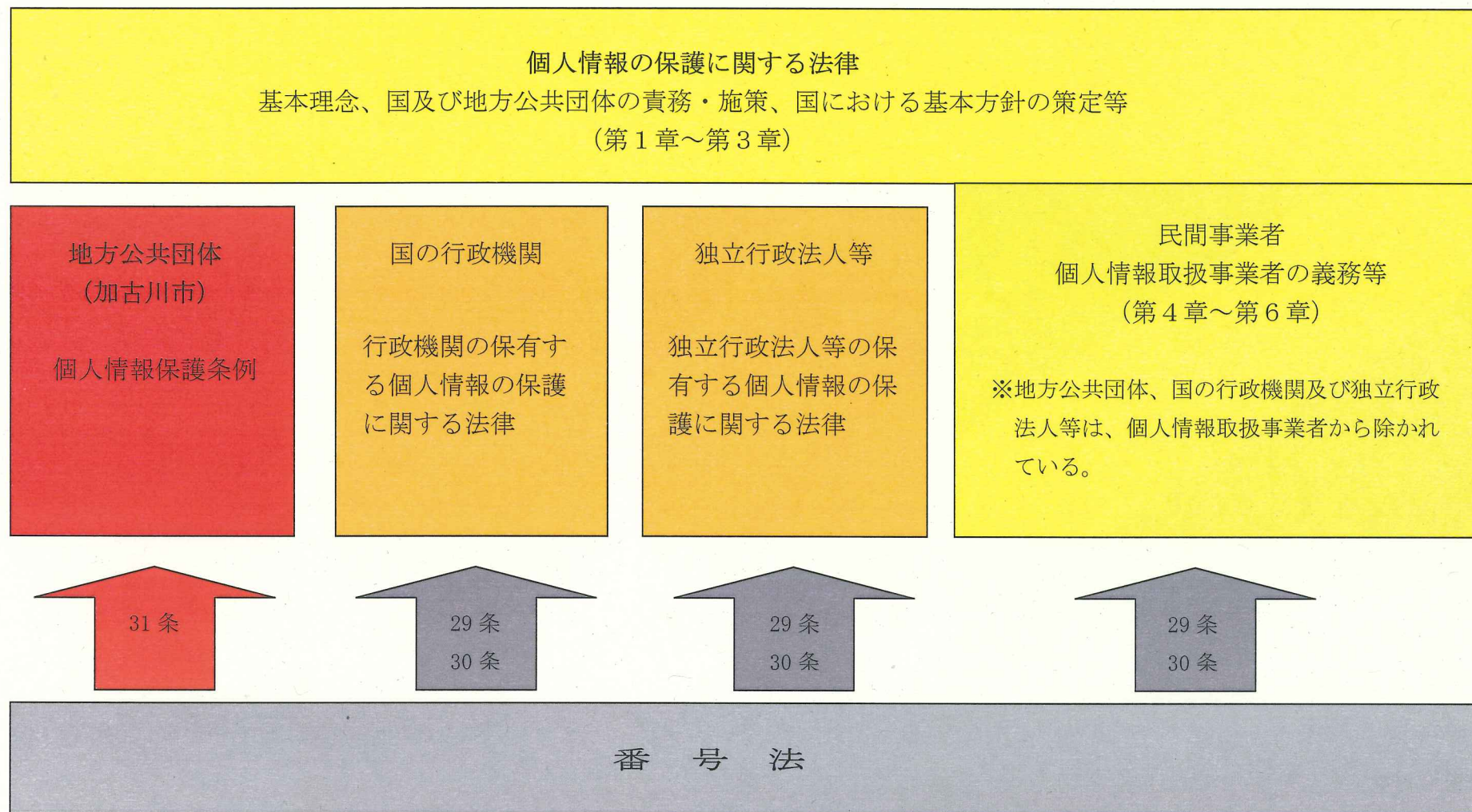
3 施行期日 平成27年10月5日（番号法施行日）

ただし、情報提供等記録に係る改正については、番号法附則第1条第5号の政令で定める日（平成29年1月1日予定）

4 提案議会 平成27年9月市議会（定例会）

5 参考資料（別紙）

個人情報保護に係る法体系と番号法との関係



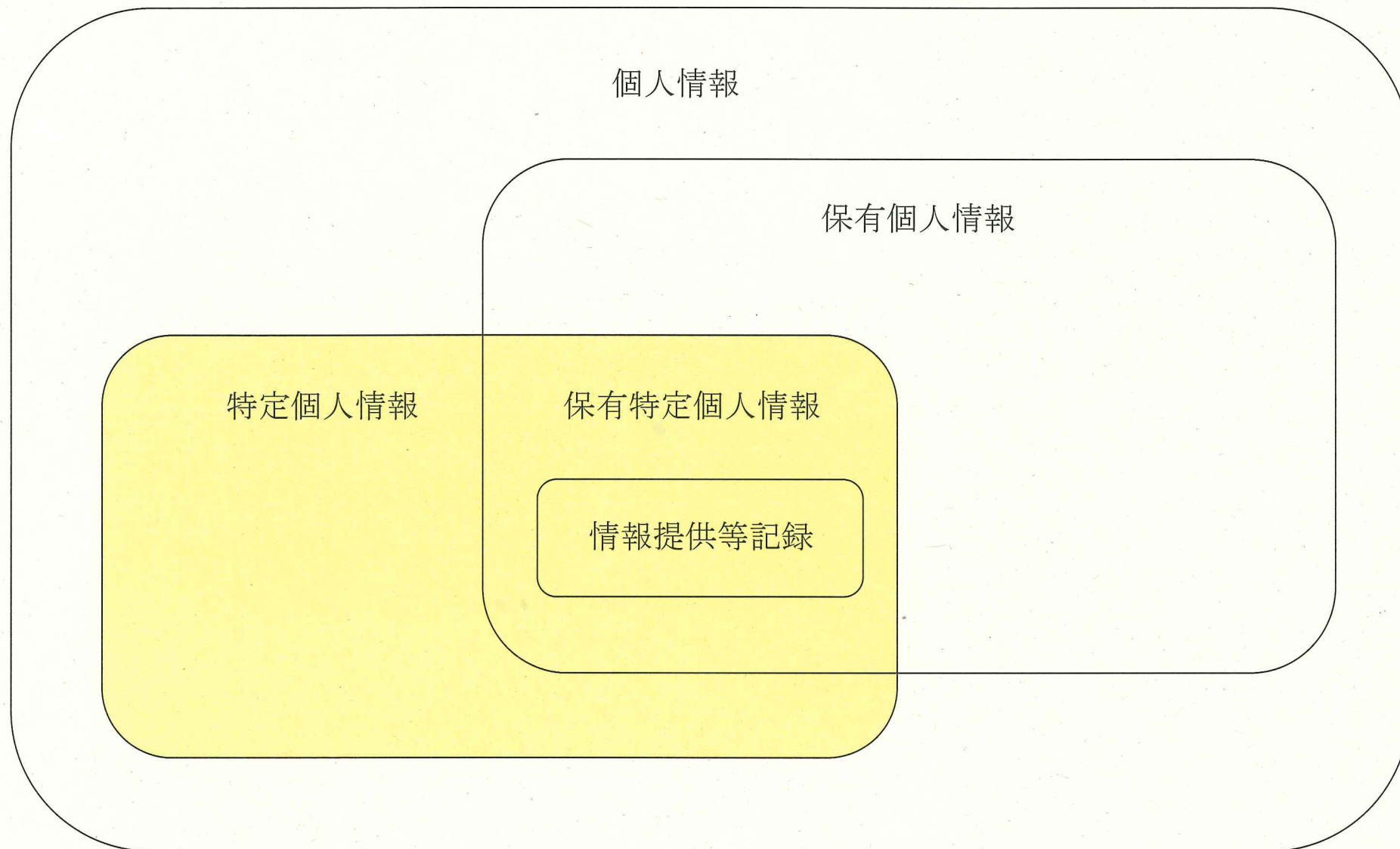
加古川市個人情報保護条例の改正の概要（別紙）

改正規定	特定個人情報 (情報提供等記録を除く。)	情報提供等記録	改正趣旨	番号法	行政機関個人情報保護法
定義規定 (第2条)	「特定個人情報」「情報提供等記録」「保有特定個人情報」に関する定義を追加する。		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に関連する定義を追加する。	第2条	第2条
収集の制限 (新設)	収集に関しては、番号法第20条の規定により、番号法第19条各号のいずれかの規定に該当する場合を除き、禁止する。		特定個人情報を収集することができる場合は、番号法第20条の規定により同法第19条各号に掲げる場合に限定されているため、条例上も同様に制限する。	第20条 第19条	—
目的以外の利用の制限 (新設)	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合のみ可能とする。	禁止とする。	特定個人情報（情報提供等記録を除く。）は、収集目的以外の目的での利用について、従来の個人情報よりもさらに厳格な要件の下で利用が許される。 また、情報提供等記録については、収集目的以外の目的での利用が想定されないため、収集目的以外の目的での利用を禁止する。	第29条 第30条	第8条
提供の制限 (新設)	提供に関しては、番号法第19条各号のいずれかの規定に該当する場合を除き、禁止する。		特定個人情報を提供することができる場合は、番号法第19条各号に掲げられた場合に限定されているため、条例上も同様に制限する。	第19条 第29条 第30条	第8条

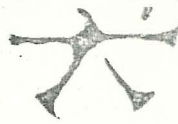
開示・訂正・利用停止の請求者（第15条、第16条、第20条、第27条、第28条、第35条）	本人、法定代理人に加え、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。	本人、法定代理人に加え、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。	特定個人情報については、本人の関与についてより一層保障する必要があると考えられることから、本人及び法定代理人に加え、任意代理人も開示請求、訂正請求、利用停止請求ができることとする。	第29条 第30条	第12条～ 第14条 第27条 第28条 第36条 第37条
開示・訂正時の移送（第24条・第33条）	従来の個人情報と同様の取扱いとする。	開示・訂正決定に際し他の実施機関への移送を認めない。	情報提供等記録に記録される事項は、どの機関からどの機関へ何の事務のためにどのような特定個人情報が授受されたかというものであり、これらは原則として番号法等に規定されている。そのため、情報提供等記録に関する不開示情報についても、類型的に定まるものと考えられ、開示・不開示等の判断を他の実施機関で行わなければならない必要性が認められないことから、情報提供等記録の開示及び訂正の請求については、移送に関する手続を適用除外とする。	第30条	第21条 第33条
訂正の通知先（第34条）	従来の個人情報と同様の取扱いとする。	訂正した場合には、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し通知する。	情報提供等記録は、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステム（特定個人情報を関係機関の間でやり取りするためのコンピューターネットワークによる情報システム）を管理する総務大臣において記録・保管されるものであり、訂正した際にも必要に応じてこれらの主体に通知することとする。	第30条	第35条

利用停止請求の条件（第35条）	以下の場合についても利用停止請求を認める。 ・利用制限に対する違反 ・収集制限に対する違反 ・特定個人情報ファイル作成制限に対する違反 ・提供制限に対する違反	利用停止請求を認めない。	番号法では、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）について、番号法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、本条例においても同様の措置を講ずる。 情報提供等記録については、システム上自動保存されるものであり、利用停止請求を認める必要がないため利用停止請求を認めないこととする。	第29条 第30条	第36条
他の制度との調整（第45条）	他の法令による開示の実施との調整規定については、適用除外とする。		他の法令により開示方法が定められている場合であっても、特定個人情報については、本条例による開示の実施を重ねて認めることとする。	第29条 第30条	第25条

個人情報等 関係図



※ 今回の改正において、定義に追加する範囲



諮 問 第 3 6 号
平成27年7月3日

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 吉川 直人 様

加古川市長 岡 田 康 裕



特定個人情報保護評価書の第三者点検について（諮問）

みだしのことについて、下記特定個人情報保護評価書の第三者点検を受けたいので、
諮問します。

記

1 対象

- （1）特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）の変更（案）
- （2）特定個人情報保護評価書（個人住民税に関する事務 全項目評価書）の変更（案）

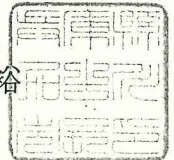
2 根拠法令等

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第27条第1項及び第2項
- ・ 特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項及び第11条
- ・ 特定個人情報保護評価指針第5の3（3）イ及び第6の2（2）

諮問第37号
平成27年7月3日

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 吉川 直人 様

加古川市長 岡 田 康 裕



番号法に基づく市独自利用条例制定の方向性について（諮問）

標記のことについて審査会の意見をお聴きしたいので、諮問します。

記

1 制定予定条例

加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

2 条例制定の方向性及び参考資料

別紙のとおり

3 関係法令

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第9条第2項及び第19条第9号

◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく条例制定の方向性

1. 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が公布され、マイナンバー制度の導入が決定されました。

2. 条例制定の趣旨

番号法においては、個人番号（マイナンバー）の利用範囲及び特定個人情報の提供について制限を設けており、法に定めるほか、条例の規定により利用（番号法第9条第2項）及び提供（番号法第19条第9号）を行うことができます。

そのため、以下の場合に条例を制定し事務を執行します。

- I. 番号法別表第1の下欄に掲げる事務（以下「法定事務」という。）以外の事務においてマイナンバーを利用する場合
- II. 同一執行機関内で特定個人情報の授受を行う場合
- III. 同一地方公共団体内の他の執行機関へ特定個人情報の提供を行う場合

3. マイナンバー利用及び特定個人情報の提供の基本的な考え方

I. 法定事務以外の事務におけるマイナンバー利用（条例第3条第1項及び別表第1）

- i. 法定事務以外の事務で、法定事務と一体的で実施されているなどの理由で、マイナンバーを利用しないと事務の遂行に支障をきたすこととなるものについて規定します。
- ii. 他の行政機関等との間でマイナンバーを利用した情報のやり取り（照会・提供）を行うことで市民の利便性が向上するものについて規定します。

II. 庁内（同一執行機関内）の情報連携のためのマイナンバー利用

（個別規定：条例第3条第2項及び別表第2、番号法別表第2包括規定：条例第3条第3項）

- i. 現在、本人の同意又は加古川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いたうえで目的外利用を行っているもの及び法律の規定により情報のやり取りを行っているものなど、行政の効率化や市民の利便性の向上などにつながるもののうち、同一執行機関内での情報のやり取りについて規定します。

III. 庁内（他の執行機関）への特定個人情報の提供

- i. 番号法第19条第7号（別表第2）の規定に基づき他の行政機関等との間で情報のやり取りが認められているものと、同じ内容のやり取りを執行機関間（市長部局⇄教育委員会）で行えるよう規定します。
- ii. 現在、本人の同意又は審査会の意見を聴いたうえで目的外利用を行っているもの及び法律の規定により情報のやり取りを行っているものなど、行政の効率化や市民の利便性の向上などにつながるもののうち、執行機関間での情報のやり取りについて規定します。